

## 近世後期尾張地方における百姓の分散について

大塚 英二

### はじめに

小稿は、近世後期に分散すなわち破産によって潰れ百姓の危機に直面した百姓がいかなる形でそれを乗り切って百姓相続を果たそうとしたか、尾張国中島郡での事例をもとに検討するものである。

既にこうした分析は信州地方や駿・遠州地方より東方の地域ではいくつも行われ、筆者も事例報告等を行ってきた<sup>①</sup>。それらは多くは農民層の分解が貧窮分解的な様相を帯びる地域でのケーススタディーであった。しかし、尾張地方では農村荒廃化現象が顕然化しないため、百姓の潰れに関する研究がほとんど行われていないのが現状である。では、当該地域では百姓分散とそれへの対応というものが検出されないかという点、決してそのようなことはない。愛知県史編さん過程での調査において見逃せない事実を発見したので、ここに一つの事例報告を行っておきたい。そうすることで、分散と百姓のそれへの対応という事実を一般化して、「百姓成立」<sup>②</sup>など既にある概念とつなげていきたいと考えるからである。

次に、対象とする地域と史料群について簡単に触れておく。尾張国中島郡三宅村は旧平和町内、現稲沢市内の大字。近世期の行政村で、村高は本田・新田併せて二四八七石余、一七世紀後半の家数一七八戸、人数九八三人という大

村であった。土地は全体に微高地にあり、比較的水害の少ない土地柄であった。耕地は水田が多く、稲作中心の農村地帯と言ふことが出来る。<sup>④</sup>

依拠する史料は、近世期を通じて三宅村の庄屋を歴任していた野口善兵衛家の文書<sup>⑤</sup>である。この善兵衛家の隣家に一族の者である嘉藤次家があり、善兵衛は嘉藤次分散の危機に地縁・血縁の所縁をもとに助成を行ったのである。善兵衛家には、その時の関係史料が「西隣嘉藤次分散ニ付諸事書付此内江入」<sup>⑥</sup>と記した袋に一括して残されており、小稿は主にこの史料を紹介する形で議論を進めていく。

## 一 嘉藤次家借金の構造

### (1) 金融講への加入

この章では、嘉藤次分散の前提として、その借財のあり方について考える。まず、嘉藤次の資金調達の上で重要なものとしてあり、後でも触れる金融講との関わりから考察する。彼は金融講において講金を落札ないし借用して、結果として大きな借金を抱えているのである。次の史料を参照しよう。

△史料1▽

(端裏)

「西嘉藤次殿」

借用申金子之事

一文金三両壹分拾四匁八分八厘 一ヶ月兩二七分五厘

一同十三両壹分拾六分九厘 一ヶ月兩二六分講金

右者当要用ニ付借用申所実正也、満会迄ニ急度返済可申候、元利毎年御メ上ケ置可被下候、若々満会之節及遅滞申候ハ、私扣田畑之内ニ而右金子元利都合仕候程相渡シ可申候、其節一言違乱申間敷候、為後日手形、仍而如件

寛政十二年

申極月

下三宅村借主

嘉藤治 (印)

野口善兵衛殿

同村証人

弥兵衛 (印)

(継目印)

預り申六十人講金之事

一米札金四拾八両也 (印)

但シ、利足ハ壹兩ニ付一ヶ月ニ銀六分ツ、

右者貴殿御支配之六十人講金慥ニ預り申所実正也、右金子年々増減等御座候共、此手形相用ひ、満会之節会合日ニ右金子元利急度返済可申候、若干一其節遅滞仕候ハ、私扣之高田地御好次第元利ニ都合致候程相渡シ可申候、為後日庄屋加判、仍而如件

文化六年

巳十二月

預り主

嘉藤治 (印)

庄屋

野口喜藤治 (印)

野口善兵衛殿

長福寺講金割渡之節ノ高

添書

右手形去ル文化六年巳十二月認置候処、印判紛失仕候故、替判御上へ相願、今般印形仕候、為念如此御座候、

以上

文化七年

午三月

野口善兵衛様

嘉藤治（印）

この史料は本来別々の借金証文であるが、それが継いで一体となっているものである。最初の証文は、寛政十二年（一八〇〇）十二月に嘉藤次が善兵衛から金一六兩二分余を借用して、それを金融講の満会時まで返済することを約束したものである。いかなる名称、内容の金融講か不明であるが、講金を講の期間中借用していたと考えられる。このようにして講金は運用され利倍していったのである。ちなみに、もし満会時に返済できない場合は嘉藤次控えの田畑で返済するとしている。

次の証文では、文化六年（一八〇九）十二月に六十人講という金融講の講金四八兩を借用して、やはり満会時まで元利とも返済するとしている。これも返済不能時には田畑を金に換えて返済するとしている。添書は文化六年時に用いた判子を紛失したので、判子を替えることを説明したものである。この講は善兵衛が世話していたもので、三宅村にある真言宗寺院の長福寺が関わった講であることが確認できる。

この二つの講はおそらくいずれも長福寺に関わるものか、善兵衛が世話するものであったのであろう。それゆえ、嘉藤次がそれに関わって入れた証文を一まとめにしていたのであろう。ともかくも、そうした借財は元金だけで六四兩二分余にも上り、最早嘉藤次の経営規模を超える負債となっていた可能性がある。次に、借財がかさんで地域社会での信用を失った嘉藤次がその後どのような形で借金をしていったか見ていこう。

## （2）他者の名義借り

嘉藤次が分不相応に借財を重ねることができたのには理由がある。それは、直接自分名義で借金するのではなく、他

者の信用を借りて借金する方法があつたのである。それを示す史料を次に掲げる。

△史料2<sup>⑧</sup>▽

(端裏)

「改嘉藤次手形」

一札

私儀当冬御年貢御役銀差詰り申ニ付御頼申、今般当所茂右衛門方ニ而金子式拾五両借用被下儘ニ私シ借用仕候、利米両ニ年中米八升ツ、メ米式石也、年数極每暮私シも茂右衛門方江相届可申候、元金返済迄其元様御名前前御借シ可被下候、為後日仍而証文如件

文化九年

申十二月

下三宅村

嘉藤治(印)

同村

野口善兵衛様

△史料3<sup>⑨</sup>▽

借用申金子之事

一米札金式拾五両也

十一面観音へ御礼申上

右者当申冬要々之儀ニ而借用申所明白也、利足ハ一ケ年ニ付両ニ納米八升ツ、米メ式石也、每暮相渡可申候、午冬元金返済可申候、為書入中新田地方三反歩此高三石目、若及遅滞候ハ、相渡可申候、其節不都合之節申候ハ、

是又加判之者に元利返済可申候、為後日仍而如件

三宅村

野口善兵衛(印)(墨消)

右野口善兵衛借用被致候段相違無御座候、若被及遲滞候ハ、我等引請御返済申、其元様江少茂御苦勞かけ申間敷候、仍而請合証判仕候、以上

文化九年

申十二月

同村

嘉藤次(印)

同村

茂右衛門殿

(裏書)

「表書之通奥印候、以上

庄屋

野口喜藤次(印)」

二つの史料は、史料2が、文化九年(一八一二)十二月嘉藤次が二五両の融通を受ける際に、表面上は善兵衛が茂右衛門から借金する形を取り、それを嘉藤次に廻して貰うことを約束した証文であり、史料3は善兵衛が茂右衛門に入れたその借金証文である。後者には嘉藤次が請人として奥印しており、最終的な責任は一切自分が負うことを示唆している。但し、この証文における基本的な責任はあくまでも善兵衛が負わなければならない、彼は三反歩の土地を書き入れており、証文の文面通りであれば、返金はあくまで善兵衛が行い、場合によっては土地も奪われかねないのであった。この仕組みは、借金相手の茂右衛門に知らされていたとは考えにくく、あくまで善兵衛の信用に基づく借入であった。先に見たように、文政六年までに巨額の借財があり、最早、嘉藤次には二五両という金額を融通して貰うだけの信用が存在していなかったのである。

ところで、この善兵衛を間に挟んだ融通を庄屋の野口喜藤次は知っていたものと考えられる。その上で、彼は茂右衛門宛の借金証文に裏書きをしたのであろう。嘉藤次、善兵衛、喜藤次の三家は野口家としての同族団であり、そうしたつながりの中で取られた「名義貸し」の措置だったのである。

(3) 保証人のない借金

嘉藤次の借金はさらに続いていく。名義借りをして巨額の借金をした翌年と翌々年には、次の史料のような借金をしているのである。

八史料 4<sup>①</sup> V

借用申金子之事

一金五両也 但シ、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六分ツ、

為此書入新田処者 四反地田方壹反歩

高壹石五斗付

右之通当酉年御年貢御役銀ニ指詰り申ニ付、長福寺観音修覆金此如借用申所実正也、来ル戌年毎年十二月会合之節元利共急度返弁可申候、若遅滞仕候ハ、右之書入御寺江御扣へ可被下候、其節一言之違乱申間敷候、為其証文加判、仍而如件

文化十年

酉十二月

かり主

嘉藤治(印)

観音修覆金

同行衆中様

借用申金子事

一金合拾兩也 但シ、此書入地方壹反歩ニ高壹石付

中新田処者四反地田

右者当御年貢御役銀指詰り申ニ付、如此借用仕候処実正也、御返済之儀者来ル亥年廿日以前ニ急度元利御返済可仕候、若遲滞仕候得ハ、右書入之地方貴殿御付替、御年貢御役銀等御勤メ被遊候、勿論其節一言申間敷候、為後日仍而如件

文化十一年

戌十二月

借主

嘉藤次(印)

野口喜藤治様

前者は、文化十年(一八一三)十二月に嘉藤次が長福寺観音堂修復金のうちから金五兩を借用したことを示し、後者は翌文化十一年十二月に同人が野口喜藤治から金一〇兩を借用したことを示している。ともに年貢諸役に差し詰まつてのことであるが、文化九・十・十一の三年間で四〇兩の借金である。これらに返金の目処があったとはとうてい考えられない。先の文化七年段階のものも未済と考えると、百兩を超える金員が借入されたままであり、嘉藤次の経営はほぼ破綻したと見て間違いない。その金員は、後述の表2で示される債権額ともかなり近い数字となつて来ているのである。

それにもかかわらず、なぜ嘉藤次は借金が続けられるのか。その問題を解く鍵はこの二つの証文における保証人の欠如ということではないだろうか。本来、こうした借金証文には連帯保証人の請印があるのが普通であるが、これらにはそれが存在しない。一般には、極めて大きな信用がある場合や小口・短期の融通に限って、そうした保証を付けないことがありうるが、この二つはそのいずれにも当てはまらない。おそらく、前者では長福寺金融講への参加が一種の信用となつていたのであろう。後者では、嘉藤次と喜藤治との関係が問題である。喜藤治は庄屋を勤めていた家

であり、嘉藤次とは一族関係にあつた者である。そうした内輪の関係の上に、借用相手が村役人であることが保証人を立てないことにつながつたのであろう。すなわち、嘉藤次のこの行き詰まつた段階での金融関係は、特定の講及び族団内での融通関係にごく限定されていたと見る事ができるのである。

## 二 嘉藤次家分散の経緯

### (一) 分散の引き金

さて、次々と借金を重ねてきた嘉藤次であるが、その彼を最終的に分散に至らしめたものは何であろうか。その契機として他者への貸し出しがある。本来、経済的困窮に陥っている者が他者に融通することなどないようにならねばならぬ。だが、近世の村社会ではよく見られたことである。史料5を掲げよう。

△史料5▽

#### 借用申金子之事

一金四両貳分也 但シ利足之儀ハ金壹両ニ付一ヶ月ニ銀六分ツ、

此書入田畑扣地分不残

高式石九斗一升九合 屋敷并川田浦畑喜藤次前共

納麦壹斗四升五合八勺

右者当子歳御年貢御役金ニ指詰り申候ニ付、如此借用申所実正也、返済之義ハ来ル丑ノ極月廿日以前三元利共急度返済可仕候、若及遅滞候ハ、右書入之田地其御元江御扣可被下候、其節一言之違乱申間敷、為後日手形仍而如件

文化十三年

子十二月

借り主

伊右衛門(印)

## 嘉藤治殿

右借用金利足相勤候ハ、此手形を以右之元金翌年江御延可被下候、其内入用之節ハ振替返済可申候、以上

この史料は、文化十三年(一八一六)三宅村百姓伊右衛門が年貢未進に陥り、金四兩二分の立替を求めてきたのに対し、高二石九斗余を担保に嘉藤次がそれに応じた借金証文である。金利は、金一兩 $\parallel$ 銀六〇匁に対して月に銀〇・六匁(一ヶ年では銀七・二匁)であるから、年利に直すと一二%となり、当時の相对金融としては標準金利(公金貸付では一五%)を下回る非常に融通のなものであったと考えることができる。嘉藤次が他家から融通を受ける場合の年利とまったく同じである。嘉藤次家はもともと頭百姓を勤めるなど有力なイエであったから、村内で積極的に融通をなす立場にもあったと考えることができよう。まさに「人ニ被頼断ヲ申事も得不言、借シ候得者そんニ相成、右等之儀数多ニ而尤大借金ニ相成候」(次節の史料6参照)という状況が生まれているのである。

## (2) 分散の事情

嘉藤次家分散の経緯と理由は、先の史料に一括・封入されていた横帳形の史料により詳しく説明されている。第一章及び前節において述べてきたことと重複する部分も多いが、それらを確認する上でも重要なので、長文ながら全文を掲げる。

△史料6<sup>①</sup>

文政元年寅十二月西隣家嘉藤次親清四郎存命之節ハ借用金有、追々利足金大借ニ相成申候、就而ハ扣田地も少ニ而別書有家屋敷差出シ候而も難行届候、手前儀先年ハ長福寺六十人講支配仕、方々江金子取次遣候、嘉藤次も頼ニ付遣候処、一切懸り人故利足差出シ不申、就而ハ元り重り大金ニ相成申候、然処当所小平次ニ手前借用金有之、返済

可致と存、去ル文化九年申冬、西嘉藤次折節頼、使遣候故、右之趣相咄シ申、嘉藤二申口ニハ、何卒右金其元様  
借り主ニ而手前へ借用仕度、勿論利足ハ御頼被下米利シテ借用仕度、私力ニ而ハ難行届、助ケ呉候様追々頼ニ付、  
無是非手前茂右衛門ニ而ハ借り主ニ相成、然シ手形面ニ右之訳ケ書乘、毎冬納米ニ而茂右衛門江嘉藤ニ被相届候  
筈、尤金高廿五両手前へ受取、八升利ニシテ納米ニ石毎年嘉藤次被届来候時ニ、当冬我等存ルニハ隣家ニ而代々互ニ  
心安ク暮来、猶更嘉藤治と云人ハ元来正直シテ親ニ孝有故ニ借金等ヲ深くかくして被居候ゆへ方々ニ大借ニ相成  
候、勿論氣よわく、人ニ被頼断ヲ申事も得不言、借シ候得者そんニ相成、右等之儀数多ニ而尤大借金ニ相成候、甚  
以歎敷事ニ存、西嘉藤次ヲ十一月廿四日夜呼ニ遣、家内ニ者浦家へ遣候而、嘉藤次と取次金之向方々ニ而借用被致候  
事、どふで当年冬ハ是非事のやぶれニ相成候段申、何卒其元助ケ遣度、先代々の居屋敷ニけむりヲ立返遣度故、  
か様ニ呼ニ遣候段申、嘉藤ニも殊之外大慶ニ而、当冬ハ私覚悟仕居候が、何卒助ケ呉候様被頼候故、色々工夫仕相  
談仕候、乍然大借故どふで分散といふ物ニ相成り可申時ニ、茂右衛門金子者作徳米渡シ之金子ニ而、勿論我等借り  
主ニ替り居候へハ、是ヲ其儘捨置て、差出シ候而ハ、中々持セ申間敷と申ハ、外ニ元リニ而ハ十八両程借用御座候  
由、左候得ハ、都合ニ而ハ凡四十五両程之取替故、御陣屋江願可申、就而ハ我等迄難儀ニ相成り可申、其元先ツ是  
ヲ地方ニ而も相渡シ相済シ置、残之十八両計ヲ分散中間江入可申方可然色々相談いたし、被帰候、就而ハ清四郎ハ  
当秋死去被致、外ニ申人も無之故、しふと清兵衛殿先親ニ候へハ、右之沙汰なくてハ不都合故、十二月三日夜呼ニ  
遣被参、堅口外江出ス事無用と申、嘉藤治之一巻相咄シ申候、清兵衛も感心被致、宜敷頼との事ニ候、茂右衛門  
ニ金談ニ懸り、少々申口悪敷ニ付、我等入組候、弥兵衛を以相済、嘉藤次借用訳も申、則嘉藤次田地ニも相渡可申  
色々欠合御座候、小平治も嘉藤次可遣との事故、右人少々参、宜直段ニ参候、是以手前入組かけ候故、小平治了  
簡被致候事ニ御座候、手形引替我等受取申候、扣書有、袋へ入、就而ハ方々借用金しらべニ、嘉藤次追々被参候、借  
用金銘々清書別ニ御ざ候、十二月十八日夜呼ニ参、清左衛門方頼母子ニ参り被居候ヲ呼ニ遣候、嘉藤次申口ニハ夕  
べも内江かへりか、や政ニ申聞七候ニハ、善兵へ様今般かよふくニ御取持被下、百両計も金子ヲ只被下候、誠ニ

難有事、其方もよくきけ、生外（通）是ヲわすれるとちく生（通）じやと申聞セ候へ者、政八年ハいかねど男ゆへ其方ハ死しやつても、おれハやつと此世ニ居ルが忘りやせぬと申たと申され候、此断々毎日同様成ル事ヲ被申、甚難儀千万、拙申ニハ夫ハ殊之外之了簡違手前が申事ヲよくく勘がへ給へ

一最初長福寺講金御頼ニ付、取かへ満会迄返金なく、又々被頼候故、無是非外々講金と振替、是迄毎年通ニ印遣候事

一茂右衛門ニ而手前金子借り居候を返済可致と申候へハ、何卒手前かし呉候様ニ御頼御ざ候、勿論表向ハ我等ニ借り主成り呉候様ニ御頼、私ニ者茂右衛門頼候共、中々借用難成、どふぞ頼と色々被申頼候付、無是非左之通ニ仕候

一其金子嘉藤次地方を以返済御ざ候とて、大金可進上可申哉、勿論の事也

一我等も追々大借ニ相成、其上つしま源七大損いたし、甚難儀いたし居候へ共、代々隣家故可成程ハ助度、元屋敷ニけむりを立させ度存故、色々と申相談仕候、八十何両と申てハ殊之外之大金を砂か石之よふニ其元へ只進上可致儀が有哉、猶亦たとへ進呈分散候へハ、連中割取ニ相成候、左様成ル場へ壹文も進候□無覚万事大了簡違□（之由）申共、左候へハ、茂右衛門方へ返済地方取戻可遣哉、又ハ五十計も進、残三十両よヲ勘定被致候哉、又

ハ若分散ニ相成候へハ、壹錢も得進不申候、何れニも返答被致候様申候へ共、無言ニてとかく頼との事、さ候へハ、今夕ハ其元了簡手前か背中、手前か了簡其元せなか、せなか合ニ相成候へハ相談出来がたく、喜藤次ハ飛のき居候へハ、勘考もよく、其元も耳ニも申口可入候間、とかく東へ行相談被致候様申、六ツ半時と座敷ニ而夜の八ツ半時迄一ツ事計被申、親が何と申たの、たとへハかふじやのと、誠一世の報のぞうをこもり、難儀いたし候、誠ニ嘉藤次うろくいたし候故、何ヲ申も日頃の口くせも有候、誠木竹ニ向ふて申めく入り入、夫故印置候

○十二月廿八、九日、金主方へ断ニ行、頼、春の相談ニ相成申候、卯正月十八日、大借ニ付金主江頼寄セ、分散之

存念ニ相成り、田地家屋敷迄差出し、宜敷頼と被頼候、いつかふ寄り無御座、儀左衛門・茂右衛門名代ながら、甚左衛門・弥右衛門一飯酒出申候、拙ハ清火ニ付不参、跡も参り相談いたし、兎角今夕連中見へ不申、何れニも追而又々惣寄り相談と申、帰

文政元年（一八一八）十二月、野口善兵衛西隣の嘉藤次親清四郎が存命の内から借金があり、段々利足が高み大借金となった。所持地は少なく、家屋敷を差し出しても返済が出来なくなっていた。善兵衛が長福寺六十人講（金融講）の世話をして、方々の人々に金子の取次（金主を探し立て替える）をしていたところ、嘉藤次も頼んできたので立て替えてやっていたが、懸かり人（かかりうど、自立せず厄介になっている者）なので利足も出せない始末で、ついに元利が重なり大借金となった（以上は史料1の内容を裏付けている）。

ちようどその頃、善兵衛は小平次に借金をして、それを返そうと嘉藤次を使い立てた。そこで嘉藤次は次のような提案をしてきた。即ち、善兵衛が小平次から借金をしたことにして、それを自分に貸してくれないか、利息は米で支払うことにしてほしい、自力ではどうすることもできないので助けてくれ、というのである。仕方なく善兵衛は、小平次ではなく茂右衛門から自分名義で借金をしてやったが、証文の文面上記の訳を書き込み、毎年冬に嘉藤次より茂右衛門方へ米で利息を納めるように取り計らった。金高は二五両で毎年の納米は二石という約束であった（これは史料2の内容と一致する）。

今年、即ち文政二年（一八一九）の冬、善兵衛は嘉藤次を次のように見ていた。隣家同士で代々心安く付き合ってきたが、嘉藤次という人物は元来正直者で、親にも孝行を尽くしていた。それゆえ借金を隠していたので、方々に大きな借金を作るようになった。気が弱く、人にものを頼まれても断ることが出来ず、金を貸せば損をして、その結果大借金となったのであり、全く嘆かわしいことである。善兵衛は嘉藤次を十一月二四日に呼んで次のように述べた。嘉藤次の家族を別宅にやり、嘉藤次へ取り次いでやった借金も、ついに今年の冬で返済期限が来て、お前は身代整理しなければならなくなる。何とかお前を助けてやりたいが、先代まで暮らしていた居屋敷で生活できるように提供しよ

うと思ひ、お前を呼んだのである。これに対し、嘉藤次も大変喜び、この冬は分散を覚悟しているが、助けてくれるなら頼むと言つてきたので、善兵衛と嘉藤次は色々工夫し相談した。しかし、借金が大きく分散執行がされる時に、茂右衛門からの借金は作徳米渡しの代金を宛てて、自分善兵衛が代わりに借用している分をそのまま捨て置いて土地を指し出しても、なかなか土地を（小作の形で）持たせてはくれないだろう、と善兵衛が言つと、嘉藤次は、ほかに元利合計で一八両ほど借金があるという。とするならば、借金は合計で四五両ほどである。代官所へ願ひ出るしかないのではないか。このままでは、我等善兵衛まで難儀に陥ることになる。お前（嘉藤次）はまずこの分だけでも土地で返して済ませ、残りの一八両を分散仲間（債権者）へ配分したほうがよいのではないか、と相談して帰つた。嘉藤次の分散について、嘉藤次の親清四郎は亡くなつていたので、先親である舅清兵衛に沙汰する必要があると思われ、十二月三日の夜に呼び出して、善兵衛が話をした。嘉藤次の件について内密にするよう頼み、話したところ、清兵衛も感心して、宜しく頼むと言つてきた。

茂右衛門との金談は少し言い方が悪かつたためか、入り組み状況となり、弥兵衛が間に入つて事が済んだ。実際には善兵衛が借りていたのではなく嘉藤次が借用していたことを述べ、嘉藤次の土地を譲渡する用意があると掛け合つた。

小平次から嘉藤次を遣わすよう要求があつたので、掛け合いに出かけ直接相談した。ここでも善兵衛と小平次は入り組みかけたが、小平次が譲歩してくれたので、手形を引き替え受け取つてきた。控えがあり、それは袋に入れてある。ついでに、方々の借金を調べに嘉藤次が来て、借金を銘々清書する。

十二月十八日の夜、清左衛門方頼母子講に参加しているところを嘉藤次は呼び出され、次のように述べた。夕べも自分（嘉藤次）はうちへ帰つて妻や「政」（子供の名）に言つて聞かせた。善兵衛様がこのように取持ちし、金一〇〇両ほど無償で都合してくれるという。誠にありがたいことであるから、よく聞きなさい。生涯これを忘れてはならない。もし忘れたら畜生であるぞ。そう申したところ、「政」はまだ子供であるが男ゆえ、父上が亡くなつても自分が

この世にいる限り忘れはしません、と申したと言う。嘉藤次は毎日同様のことを言ってくるが、こちらとしては甚だ難儀している。私（善兵衛）としては嘉藤次のそうした考え方は全く了見違いだということであり、よくよく考えてほしい。次に示したのが善兵衛の主張の要点である。

まず、嘉藤次が長福寺の金融講の掛け金支払いの立替を頼んできたから、満会まで返済を求めず出してやった。それに加えて他の講金も振り替えて判子を付いて遣わした。

更に、茂右衛門から善兵衛が借金していて、その返済時にそれを嘉藤次が貸してほしいというので、表向きは善兵衛が茂右衛門からの借り主となって嘉藤次に貸した。これは嘉藤次が茂右衛門に貸してくれと言っても借りられないから、仕方なく対応したのであり、借金の担保には嘉藤次の土地を宛てることを条件に大金が借用された。

そして、このままでは自分（善兵衛）も大借になり、その上、津島の佐藤源七<sup>⑧</sup>は大損して、甚だ難儀している。しかし、先祖代々隣同士であるから何とか助けてやりたい。元の屋敷で生計が立つようにしてやりたいので、色々相談した。だが、八〇両余というのは非常に大金であり、砂か石のようにお前にただ呉れてやるわけにはいかない。また、たとえ金を出してやったところで、分散すれば債権者が割取りをするだけである。そうしたところへ一文たりとも進上するわけにはいかない。お前（嘉藤次）のほうの了見違いである。そういう訳なので、茂右衛門のところへ渡した土地を取り戻すのに遣うのがふさわしいから、それに五〇両も出そう。そして残り三〇両余を勘定して自分に返してほしい。もし、分散になったならば、一文も進呈しない積もりである。こうした提案に返答するよう求めたが、嘉藤次は何も言わず、ただ頼むと言うだけであった。

以上のように、今夜はお前と私（善兵衛）とでは了見が正反対で相談が出来ないから、嘉藤次のところへ行つて相談してくるがいい。彼はこの一件からひいており、考え方もよいので、お前もよく話を聞き、また話してくるとよい。とにかく「東」（嘉藤次の屋敷）へ行つて相談してこいと言うと、嘉藤次は六ツ半から八ツ半までの四時間も喜藤次家の座敷にいて、一つのことばかり申し立てていた。親が何と言ったとか、例えばこうだとか、誠に世の中の報い

の憎悪が籠もっているようで、難儀をした次第である。嘉藤次はうろろするばかりで、何を言うにも日頃の口癖の通りであり、本当に木や竹に向かって言うような状態であったので、ここに記して置いた、というのである。

その後、十二月二八、九日に善兵衛は世話人として金主（債権者）方へ出向き、最終的に年明けに相談することになったのである。文政三年正月十八日に、嘉藤次の大借を理由とした分散の意向が明らかとなり、彼は田畑屋敷を差し出すから宜しく頼むと善兵衛らに言って来た。しかし、金主が集まったの相談は一向に進まない。儀左衛門と茂右衛門の代理や甚左衛門、弥右衛門が来て飲食したが、自分（善兵衛）は「清火」（キヨメ）を理由に出席できなかつたので、後で出て行って相談するという。ともかくも今夕は債権者は集まらないので、いずれにしろ後日再び全員で寄り合つて相談したいといつて、善兵衛は帰つた。

以上、この史料から、野口善兵衛が西隣の嘉藤次家を潰れ分散の危機から救うつもりがあつたものの、それが叶わなくなり、分散に至つた経過がよく理解されると思う。善兵衛は、土地取り戻しのために一定の資金を提供するつもりであり、また住宅も無償で譲り渡すことを提案していた。しかし、嘉藤次が、すべての借金を帳消しにして丸ごと助成してくれると善兵衛に期待したために、善兵衛は逆に分散やむなしと考えるようになり、今回の分散執行へと動いていったことが窺えるのである。いわば自助努力を欠いた者を救済する必要はないとする論理であり、分散執行の条件としてしっかり押さえておくべきものと考ええる。次には、分散執行の具体的な在りようについて見ていこう。

### 三 嘉藤次家分散執行の実態

#### (1) 分散帳の検討

まず、嘉藤次が文政三年（一八二〇）に潰れの危機に瀕した際の「分散帳<sup>⑤</sup>」を検討する。分散帳の記載では、分散する家の経済力、即ち現金や動産、田畑・屋敷などの不動産に基づく資産が計上された後、それに対する債権が債権者ごとにいかほどあるか明示され、更に資産から公的支払い部分が差し引かれて、取り懸かり部分が確定して、最終

的な資産分割に入る。以下、そうした点を具体的に示していこう。

嘉藤次の分散帳は文政三年二月に野口善兵衛の責任において作成されている。冒頭、善兵衛は「御連中方」に債権者に対して次のように述べている。即ち「老人之勘定、若々勘違等有之候ハ、後日ニ勘定仕可申、出入等之儀御断申候」というのである。勘定違いは後で訂正するので、このことに関しての出入り訴訟は勘弁してほしいとしている。明らかに善兵衛が分散世話人としての立場で動いていることが知れよう。なお、分散帳の表紙には「内輪」の文字があり、この分散帳が公的機関からの指示に基づき作成されたと言うよりは、むしろ地縁・血縁の人々を含めた債権―債務関係者間でとりあえずまとめたものという性格を有しているように考える。正式な分散処理の前段階のものと推定できる。

次に嘉藤次の資産が計上されているので、それを表1にまとめた。土地や建物、更には竹木、貸付手形の類まで計上して、金一八両と銀一二匁余の資産があると計算されたのである。

資産の計算のあとには各債権者への分配額が決められるが、その前に各債権者の債権分が明示される。それは表2の通りである。「西嘉藤治分散申出し御座候ハ、連中呼、一飯出し、其上分散之事申出し頼御座候」とあるように、この分散は、嘉藤次が申し出て、債権者連中を呼び出す形を取って執り行われた。債権総額は一四四両三分と銀一匁八分であり、それに対して一定の割合で返済がなされる。その原資は寄せ金一八両と銀一二

表1 文政3年時の三宅村嘉藤次資産一覧

資産項目	価値 (石高・金額等)	権利関係 (抵当権等)
①土地 (田畑屋敷)	2石7斗3升(1反8畝6歩)	自分控え
②麦高	2斗1升8合4勺	
③家1軒	屋敷高共5両2分	善兵衛へ入り
④徳米	9斗8合	嘉藤次預り
⑤添家	代金1両1分	津島佐藤源七へ売渡し
⑥屋敷内竹木	代金1両1分	政右衛門方へ割渡し
⑦貸金手形	4両2分	伊右衛門への貸付分
資産合計	金18両12匁8分7厘	
紙代など差引	割渡分金18両12匁3分2厘	

・「野口家文書」1-11-1より作成。

匁三分二厘であるが、嘉藤次と弥右衛門の間には土地の引き渡し関係があり、その代銀二二匁八分を差し引くと、嘉藤次の最終的な有り金は一七匁三分と銀四匁五分二厘となる。この金額が金主Ⅱ債権者に割り付けられるのである。史料には「見安壹貳三壹壹」とあり、また「両ニ銀七匁三分八り六六」とあるが、金一両六〇匁で計算して、まさに分配率は一二・三一パーセントであった。なお、分散割合に宛てられる財産の中には生産と生活に不可欠な諸道具類は含まれていない（「付立」られていない）ので、それらが売却されることはなく、嘉藤次の村内での生活はある意味で保障されたと言えることができる。

さて、そこで各金主への分配額であるが、それは同じく表2のようになる。史料では金主名のところに合点が付されているので、この分配額については各債権者から合意を得られていたことが分かる。この分配のうち、②・⑧・⑨・⑩の四口分が一括されて政右衛門分一六三匁六厘として扱われる。そして、彼が振り出したと考えられる手形との相殺により、最終的に政右衛門は五二六文の銭を受け取るのである。

ところで、潰れに瀕していた嘉藤次にも他への貸付があり、その手形の扱い方が史料の中に述べられている。それは二章で見た伊右衛門に関するものである。

表2 文政3年時嘉藤次分散における各債権者・分散額一覧

債権者名	債権額 (元利金合計など)	分散額
①野口善兵衛	金92両と銀0.01匁	銀 602.01匁
②杉本政右衛門	金16両(残金7両)	銀 57.91
③杉本重左衛門	金2両3分と銀3匁	銀 20.68
④野口甚左衛門	金5両2分と銀6匁	銀 41.36
⑤杉儀左衛門	金2両と銀14.4匁	銀 16.55
⑥杉小平治	金17両3分と銀12.2匁	銀 132.37
⑦杉本弥右衛門	金6両2分と銀13.2匁	銀 49.04
⑧堀之内・常右衛門	金7両3分と銀5.4匁	銀 57.91
⑨上・大角久兵衛	金3両1分と銀6.6匁	銀 24.82
⑩上・大角久平	金3両1分と銀6.6匁	銀 24.82
⑪中・八右衛門	金2両と銀14.4匁	銀 14.55
⑫津島・太左衛門金	金3両1分と銀6.6匁	銀 24.82
合計	金144両3分と銀1.8匁	金17両と銀4.44匁

一伊右衛門儀、嘉藤治ニ而先年金子四兩弑分借用致被居、右手形壱通、是以連中江嘉藤治ニ被差出候

二月十三日夜、甚左衛門宅へ寄、相談

末々仕合能候ハ、其節伊右衛門ニ返金可有筈

又、不仕合ニ而當所ニ得<sup>能</sup>□<sup>能</sup>り居不申候ハ、其節者連中江屋敷地所共可差出候様被仰下候様、政右衛門殿へ頼置候

是ニ庄屋場御年貢御役金等、勿論伊右衛門ニ出シテ居ル筈

要するに、伊右衛門が嘉藤次から金四兩二分を借用しており、その手形を嘉藤次が債権者たちに差し出したのである。善兵衛と甚左衛門との相談の結果、伊右衛門の生活ぶりがよければ彼から返金させるのを原則とするが、生活が成り立たず自村から他出（出奉公など）しているような場合は、伊右衛門から屋敷や土地を差し出させることを申し合わせ、その対応を政右衛門に任ずとしたのである。なお、その場合は伊右衛門が土地に関わる年貢諸役を自ら負担していることが大前提であることが確認されている。

分散帳には金融講の扱いについても記載がある。杉本政右衛門とのやり取りを見ると、政右衛門の債権一六兩のうち「金九兩ハ講金取次故」「長福寺六十人講へ嘉藤ニ弑口半余加入有之故、弑口半余之懸金ヲ引次」、その「弑口半」は「政右衛門ト成」とされた。要するに、嘉藤次が金融講に関わっていた分の権利を政右衛門が継承する形で、債権が相殺されたのである。

また、分散を了承しても分配金を受け取ることが拒否したと思われる債権者も存在した。それは小平治で、元金一六兩と利息分について次のように記されている。

追々欠合候処、時節も御座候へハ、金子取可申候、左候へハ、今般中間はづし呉候様ニとの弥兵衛を以申參候、勿論嘉藤ニ方江成共割合当り金子御渡し被下候様ニとの事

即ち、野口善兵衛が掛け合ったところ、時間もあるので貸し金は取り立てたいとし、今回の分散での仲間（分散金受

取人) からはずしてほしいと、弥兵衛を間に立てて申し出てきたのである。そして分配はとりあえず分散者である嘉藤次方に渡してほしいとしたのである。小平治は今回の分散自体は許容したが、この後何らかの機会を見て嘉藤次に跡懸かりをして、債権分に近い額の返済を勝ち取るうというのである。

(2) 家屋敷の扱い

本節では、三章で見た善兵衛の嘉藤次への助成のあり方を具体的な史料から確認する。嘉藤次分散執行に際して、その家屋敷の処分が行われる。その代金が分散割合金に充当されるのである。次の史料を参照しよう。

△史料7V

売渡し申家屋敷之事

一畑壺反歩

居屋敷

此高式石壺斗也 本田高・中新田高

麦高式斗壺升八合四勺

一家壺軒 長七間半・横三間

右者嘉藤治方内輪分散ニ而被差出申候付、代金五両式分ニ売渡し申候処、相違無御座候、右屋敷家何方ニも少茂故障無御座候、已来其御元様も御年貢御役銀御勤可被成候、為後日証文庄屋奥印連印、仍而如件

文政三年

辰二月

三宅村連中惣代

政右衛門 (印)

同断 甚左衛門 (印)

野口善兵衛殿

右之通奥印候、以上

庄屋

野口喜藤治 (印)

これは、三宅村連中惣代、即ち嘉藤次の居屋敷と建物を管理する債権者の代表二名（政右衛門と甚左衛門）が、それを野口善兵衛に代金五両二分で売り渡したことを示す証券である。野口善兵衛自身も債権者であるが、債権者内部から弁済を現物で受けるような形を取り、その実、分散金を用意する者が出たと言うべきである。なぜなら、後述するように、善兵衛はこの物件を無償で嘉藤次に譲っているからである。ともかくも、形式的には嘉藤次が債権者連中に差し出した抵当物件の一部が金に替えられ、同時に年貢・諸役負担義務の移動が確認され、村としても庄屋野口喜藤治の名によって、それら一連の移動が承認されたのである。

嘉藤次の家屋敷を購入した野口善兵衛は、先に述べたように嘉藤次の隣家にある豪農である。その地縁的な関係（よしみ）から、彼は嘉藤次に家屋敷を無償で返却することを内々に示していた。それが具体的になったことを示すのが次の史料である。

△史料 8<sup>⑦</sup> V

一札

今般其方様内輪分散被成極難儀之段察シ申、連中 本家壺軒長七間半・横三間、  
居屋敷壺反歩

此高式石壺斗目

麦高式斗壺升八合四勺

右之通我等買取至必之難儀を助ケ度ニ付、家屋敷其元様へ相譲り申候間、子孫永代太切ニ可被成候、仍而一札如件

文政三年

辰二月

野口善兵衛判

西隣

嘉藤次殿

右之通ニ一札相認め、二月十三日持参候而、嘉藤次へ相渡し申候

ここで示されているのは、内輪分散という嘉藤次の難儀を察した野口善兵衛が、債権者連中から家屋敷を購入したのち、直ちにそれを嘉藤次に譲ったという事実である。そして、それが嘉藤次の難儀を助けたという気持ちからであることも明言されている。善兵衛は家屋敷を子々孫々大切にしよう求め、この譲渡証文を締めくくっている。先の史料もこの史料も「二月」の作成とされているが、こちらは二月十三日に嘉藤次に渡されたことが確認できる。この二つの史料は連続して作成されたと思われるが、その前に作成されたと考えなければならぬ史料を次に掲げる。時間的に先のをあえて後に置いたのは、それが二つの史料を前提にして初めて意味づけが出来る史料だからである。

△史料9▽

覚正言

一私シ御助之義何卒宜敷御願可申上候、何事ニ御被仰付共御いはい申間敷候、以上

嘉藤治(印)

内仏様

日月様

野口善兵衛様

これは嘉藤次が全面的な助成を善兵衛に頼んだもので、どのようなことを申しつけられても違背はしないという誓約書である。「覚正言」とは覚書としての証言の意味であり、一般的な「覚」ではなく、極めて証文としての意味合いの強いものである。宛先は野口善兵衛以外に「内仏」と「日月」が記されており、自らの持仏や、自然界を代表する太陽や月、すなわち神が宛先となっている。つまり、神仏と同一レベルに善兵衛が置かれ、それらの意の通りにするという誓約が交わされたのである。嘉藤次のひたすら隣家善兵衛に縋りつく思いとともに、神仏と同等に誓いを立てられた善兵衛の側の重苦しい気持ちも伝わるような史料である。

そうした両家でのやり取りを前提に、シナリオ通りに嘉藤次のもとに家屋敷が戻されたが、善兵衛の譲渡行為に対して、改めて嘉藤次が証文を入れている。その史料を次に掲げよう。

△史料10<sup>⑨</sup>▽

御譲り被下候家并居屋敷証文事

私先祖源藏と代々頭百姓相勤来候処、追々困窮仕大借金相成仕方無御座候ニ付、今般金主方江家居屋敷ハ勿論扣田畑不残差出シ申候、就而ハ其御元様方ニ而も借用仕置候金高ノ八拾壹両式分余御損懸ケ無申分ケ迷惑至極仕候、只今ニ至而私大老之母妻子迄路頭ニ迷ひ候時節必至難儀十方ニ暮居申候、然所其御元様御仁心を以家屋敷御連中と御買取之上、私御助ケ被下、家屋敷高付式石壹斗、本田并中新田高・麦高式斗壹升八合四勺、外ニ川田付居宅長七間半・横三間頂戴仕り忝仕合奉存候、就而ハ其御元様被仰聞候趣、代々頭百姓勤来り、今般断絶仕候事御歎被下、且者御百姓御取立被成候時者 （平世） 上之御為旁已来何様之難儀出来候共、家屋敷ニ手指間敷、并売払候事堅仕間敷旨被 仰聞、奉畏候、為後日庄屋奥印、親類証人、仍而如件

文政三年

辰二月

中嶋郡三宅村

嘉藤治（印）

同村親類証人

喜右衛門（印）

同村

野口善兵衛殿

右之通相違無御座候、以上

庄屋

野口喜藤治（印）

これは、嘉藤次が改めて分散に至り家屋敷を手放さざるをえなかつた経緯を語るとともに、善兵衛の温情によりそれが戻されたことに対して、親類の喜右衛門を証人に立て、善兵衛の申付けを必ず守ることを約束した請書である。善兵衛は、代々頭百姓を勤めてきた嘉藤次家の断絶を救い、御百姓相続ができれば、お上の為になるとしている。その上で、今後はいかなる困難に直面しようとも、決して家屋敷に手を出して売却するようなことはないようにせよ、と申し付けている。そして、それが守られることを最終的に庄屋が奥印して確認したのである。これで、分散時における分散者への家屋敷返還の手続きが完了した。分散には単純な経済行為では割り切れない人間関係、イエ間の関係、村社会における秩序構造などが大きく影響しているのである。

### (3) 政右衛門の嘉藤次金融講継承

さて、本節では本章第一節の政右衛門による講掛金二口半引継の件について詳細に検討する。実はこれが思いの外紛糾しているのである。それに関わる史料を次に掲げよう。当該史料は反古紙を利用したもので、汚損箇所が多く、判読は困難を極め、空白部分も多いのであるが、債権—債務当事者のやり取りが非常に具体的に出ているので、あえてほぼ全文を掲げることにした。

#### 入史料11<sup>②</sup> V

西嘉藤次大借ニ付分散ニ家屋敷扣田畑差出候、政右衛門儀入組有之印

#### 政右衛門儀

一最初嘉藤次方へ寄セ候時

一講金加入□口二口五両之儀沙汰無

一其後追々届上之時咄シ御座候へ共、一切右式口五両之沙汰無シ、兎角嘉藤次ハ講金不残取候ヲ、同シ講金取次て、少も訊ケ立不申候而ハ氣之毒との事

一其後手前方へ寄セ相談等可致勘考も可仕段申候処、承知の事

一其後四月か三度咄シ度事有之ニ付呼ニ遣候処、不參、三度めニよふく相見へ申候、其節どふ勘考致候とも兎角忍堪のならぬ所勘考して、男之役家柄旁堪忍を以心能割取の方ハ如何ニ可有之哉、是も清左衛門頼母子江返済□長福寺の六十両右式口分ヲ引当テ、過殘金ニ伊右衛門江取次有也、賄分□□ふきかへ頼母子返金ヲ致□双方納り可付方可□存候、勿論手前ハ壹錢も取不申儀ニ候へ共、割取の金ヲ不取ニスレバ出金也、左候へハ手前金を都て納ル也、双方立腹有之而者氣之毒ニ存候故、当り前之□□家役ニ手前念ハ無御座、兎角忍堪して返答有之抔申候、右頼母子江貴公も加入連中成レハ、貴様金子割合手入□可申候へ共、□ニ手前セわのミニて金子懸り申段申候、政右衛門申口、何れもとくと勘弁致候、御返事可申との事

一其後追々待居候得共、何の返答も無之、其後さぬき金比羅さん江參宮被致候処、何の沙汰も無之候、帰宅之節見舞無沙汰候、どふいふ了簡と不審相見へ、政右衛門金比羅様へ參詣之節被申置候□失念仕候□□今日万々政右衛門申口、私儀ハ講企取次も守之、式口五両懸金心当テニ致居候故、右懸金扣取□候間、左様心得候様ニ被申□之事

一互ニ連中相談之□□寄合申、無腹ぞう先達而□之忍堪第一、家役旁申候様、長々の内返答無御座、其上ニ周平と□他向同分ニ寺之式口五両を心当テニ致置候故、扣候由被申越候儀難得其意事

一手前せわ致候事ハ唯□ニ御座候□政右衛門殿とても同□連中□□使を以ひん□被申越候事も無之候、何れニも寄合相談有之筈、然ルを他向ケ□□被致候てハ、此方ハ何の□被成物じや、是ハ無理成□□□く、打寄相談可有筈の処、他向のよふニ可致事

一寺の式口五両の懸金元利を扣ルとの事、連中物ニ候間、納得成レハ、御勝手次第と申場也、又手前とても講金取次之事明白ニ御座候へハ、手前存知之双方立腹無様納度存念も難叶候へハ、手前講金ニ家屋敷田畑少ニハ候共扣候而、得遣し不申と申事也

一六月十八日夜、甚左衛門・儀左衛門病氣断、弥右衛門呼、相談、政右衛門□□何れニも□後取懸り可申と申、被帰候

八月十三日□寄、後日甚左衛門・儀左衛門政右衛門事欠合候、茂右衛門ハ請取時節が御座候へハ受取候故、連中江断り、弥兵衛を以昨十一日夜被申越候段申置、政右衛門へ甚左衛門・儀右衛門を以<sup>(被力)</sup>遣候手形等見せ候様申遣候、政右衛門申ニハ庄屋判之手形ハ無御座候へ共、長福寺講金セ話いたし候ニ付、金主様方他向ニ候へハ、庄屋判も取候得共、連中取次申候ニハ、加入之□御座候故、不足いたし候へハ、是非右之欠金ニ而差次心当ニ付、証文無御座候、思召ニ入不申候ハ、何れ共被成可被下候、私も嘉藤二百八両□□いたし候へ共、左候へ者、百八両残も□ニ順ジ、左候へ者私しんしよの違ニ相成候、乍然外ニ而金子借用長福寺の金ハ返金仕可申候、就而ハ喜藤次殿初庄屋ニ而も何れ且方と□、亦ハ私判ニ而も有之候而取候へハ兎工無御座候へ共、何の判無御座候処、喜藤次支□金計も生□金子宛ト申候而ハ得承知不仕、どふで下ニ而ハ濟申間敷□御願可申□□何れ共被成被下□□右申口利ニ当り候へハ共、左様成ル□候へハ、とくと□□被申□有之処、最初の申越様□甚無失之□□拙申合も左様ニ被申□候□長福寺懸合ニ□と五両分ハ政右衛門懸次可申方次定之□筈也  
…(後略)…

史料の解釈をめぐっては困難なところもあるが、分かる限りで内容を摘記してみよう。最初、政右衛門が嘉藤次方に分散について掛け合いに行った時には、金融講の二口分五両については説明が無く、やがてその話が出たものの、その五両分を政右衛門に任せる沙汰は無いままであった。嘉藤次自身は講金を残らず受け取り、講を継承した政右衛門に分け前が無いのは気の毒である。政右衛門と野口善兵衛が相談し、善兵衛が対策を立てることで政右衛門は承知した。その後善兵衛が相談しようと思いを立てたが、政右衛門はなかなか来ず、三度目にやっと来た。こちら(善兵衛)の言い分は次のようなものである。どのように考えても堪忍できぬ所を考え、家柄などもあるので堪忍して、快く分散の割取りを受けてはどうか。そして、清左衛門頼母子への返済のため二口分を引き当てることにしてはどう

か。それを伊右衛門に取り次ぎ、返金して双方納まり方がよいようにしたい。自分（善兵衛）は一銭も受け取らないが、割取の金を取らなければ、出金だけとなり、自分がすべて納めることになる。双方が立腹しては気の毒なので、当然のこととして役目を勤め、何も考えず堪忍して返答した。この頼母子講にはあなた（政右衛門）も加入しているのだから、金子割合にも関わることだろうが、私（善兵衛）の世話で懸かり取りをしてほしい、としたのである。それに対し、政右衛門はすっかり勘弁して返事するとした。

その後政右衛門の返答を待っていたが、何の返答も無く、政右衛門は讃岐の金比羅参りに出かけてしまった。どういふ了簡か不審に思っていたところ、政右衛門が言い置いていったことが分かった。それは、自分（政右衛門）は金融講をきちんとを取り次いでおり、二口金五両の掛け金をあてにして、しっかり受け取るつもりなので、そのように心得ておいてほしいということであった。

その後、金主で寄合をしたところ、別に周平という者がこの二口分金五両の講金を心当てにしており、その旨申し出があったが、それは受け入れられない。自分（善兵衛）が世話をし、政右衛門も加入しているのであるから、いづれ相談して決める手筈であるにもかかわらず、それを他に振り分けられては非常に困る。

寺の講掛け金五両は金主が押さえたものなので、金主が納得すればその通りになる。また、自分としても講金取次は明白なので、自分がよく知っている双方ともが立腹せず納まるということがなければ、自分の方の家屋敷や田畑を少しでも持つていて、遣わさないようにしたい。

六月十八日夜には、善兵衛が弥右衛門を呼び出し相談したが、政右衛門はいずれ跡懸かりをするだろうと行って、帰っていった。

八月十三日には甚左衛門と儀左衛門が政右衛門のことで掛け合った。茂右衛門は講金を受け取る時期になったので受け取った。政右衛門には弥兵衛を使い立て、甚左衛門と儀右衛門による手形を見せるよう求めた。それに対して政右衛門は次のように返答した。庄屋の判が押してある手形は無いが、長福寺講金の世話をしたので、講連中の取次

がある。講への加入は明瞭で、不足金が生じた場合はその掛け金を当てにしている。証文がないことが気になるならば、いかようにしてくれてもよい。こちららも嘉藤次への貸し金があり、一〇八両の未返済金はこちらの身上にも関わる。長福寺の講金は他で借金して返済するが、ついでには役人の印判のないものをいかに処理するか、ということであつた。そうした処理では当初の申し越しは意味がなくなるので、善兵衛らが申し合わせ、長福寺懸合二口と金五兩分は政右衛門懸次をしていくことで決着がついた。

以上をまとめると次のようなことが分かるであろう。即ち、嘉藤次の分散に際しては、金融講は重要な資産としてとらえられ、誰がそれを受け継ぐかが論議された。金主＝債権者として立ち現れていない者でもそれに関わろうとしていたが、やはり政右衛門などの金主がそれを目当てにすることが多く、その場合でも債務者との間で落札の仕方をめぐり厳しいやり取りが交わされた。嘉藤次の分散世話人となった隣家の善兵衛は、講金の扱いをめぐり政右衛門と何度も交渉し、彼に講金落札だけでなく懸次ぎを滞りなく行うことを約束させ、地域における金融網の保全を図つたと考えられる。

### おわりに

小稿は、尾州中島郡三宅村の有力百姓家の分散執行過程を克明に追究することで、分散執行に際して地縁・血縁の者が具体的にどのような関わったかを明らかにした。この事例では、所縁の者の経営を縮小させても、何とか家族ともども村内に残そうとする動きが明確に見られたが、分散百姓と支援者との思惑の違いから、十分な形で百姓相続が行われたとは言い難い。分散者の自助努力への意識が足りず、助成を頼むだけの構えでは、頭百姓のような有力百姓であつても、百姓成り立ちの機会を十全に与えられることはなかつたのである。

分散を不可避とした条件は、単なる相对金融の積み重なりではない。おそらく、寺院祠堂金や寺社金融講などの公

金に準ずる扱いの資金をコゲつけさせて生じる信用の喪失が主たるものである。準公金は返済が義務づけられるものが多く、百姓はそれを最優先に返済しなければならず、少なくともそれを可能とする家財が残っている段階で一氣に分散が求められるのである。もともと有力百姓はそうした大きな資金（準公金）に近いところにあり、それゆえ優遇もされたのであるが、経営破綻によってたちまち分散に追い込まれるのである。

住居だけは確保された嘉藤次家であったが、その後の経営の変化、百姓相続がいかなされたかは分からない。確認できるのは、野口善兵衛家の西隣にあった嘉藤次家は既に存在しないということだけである。百姓株の問題から言っても、分散後、何らかの形で百姓相続の行われることが村社会では求められたと考えられるが、ここではそれすら果たされなかった可能性が高い。嘉藤次の株を使って別の百姓が一軒前となり、村としては帳尻を合わせたのであるか。

## 注

- ① 佐藤常雄「潰百姓の構造」（『信濃』三二―八、一九八〇年）、拙稿「有力百姓の『潰れ』と相続について―近世後期の在方分散の事例から―」（『信濃』四二―五・七、一九九〇年）などを参照。
- ② 愛知県史編さんに関わる史料調査では、尾張地域はもちろんのこと、三河地域でも分散事例を数多く見ることができた。今後事例報告が積み重ねられ、各地域の特徴についてまで言及が進む可能性がある。
- ③ この概念については、とりあえず深谷克己『百姓成立』（塙書房、一九九三年）を参照。「百姓成立」は、当初運動論として正当性の根拠を示す論理であったが、徐々に村社会での実態論として検討されるようになってきた。
- ④ 以上については『日本歴史地名大系二三 愛知県の地名』（平凡社、一九八一年）による。
- ⑤ 野口家文書については、『愛知県史』資料編十六（愛知県、二〇〇六年）に解題がある。史料点数は一九七三点で、目録が作られている。以下、掲載史料は「野口家文書」…番号と記す。

⑥ 「野口家文書」 1―11。

⑦ 「野口家文書」 1―11―23。

- ⑧ 「野口家文書」 1-11-18-1。
- ⑨ 「野口家文書」 1-11-18-2。  
三家の關係については石田泰弘氏の御教示による。
- ⑩ 「野口家文書」 1-11-24-1。
- ⑪ 「野口家文書」 1-11-9。
- ⑫ 「野口家文書」 1-11-6。
- ⑬ 津島の佐藤源七とは、近世後期、在町津島において豪農として成長を遂げていた経営である。周辺地域の有力経営とのつながりが大きく、三宅村嘉藤次とも野口善兵衛を介して金融関係を有していたと考えられる。しかし、自身も幕末を待たずに経営破綻していたことが、津島の「渡辺家文書」(『愛知県史』資料編十六の「史料群解題」参照)などから知ることができる。
- ⑭ 「野口家文書」 1-11-1。
- ⑮ 「野口家文書」 1-11-12。
- ⑯ 「野口家文書」 1-11-14。
- ⑰ 「野口家文書」 1-11-11。
- ⑱ 「野口家文書」 1-11-10。
- ⑳ 「野口家文書」 1-11-5。